

「山元町いじめ防止基本方針」策定について(案)

国 (文科省)

いじめ防止対策推進法  
平成 25 年 6 月公布・9 月施行

- 国・地方公共団体・学校がいじめ防止対策を推進するための基本となる事項を規定
- ①いじめ防止基本方針の策定  
(地方公共団体は努力義務)  
(学校は必ず策定)
  - ②いじめ問題対策連絡協議会の設置  
(できる規定)
  - ③教育委員会の附属機関の設置  
(できる規定)
  - ④重大事態発生時の対処  
・調査組織 (必置)  
・再調査機関 (できる規定) 等

いじめ防止等のための基本的な方針  
平成 25 年 10 月策定

- 国・地方公共団体がいじめ防止対策を推進するための指針や留意点
- ①基本的な方針
  - ②国が実施する施策
  - ③地方公共団体が実施すべき施策
  - ④学校が実施すべき施策
  - ⑤重大事態への対処

県・教育委員会

宮城県いじめ防止基本方針  
平成 25 年 12 月策定

- 県がいじめ対策を推進するための指針や留意点
- ①基本的な考え方
  - ②県が実施する施策  
○県いじめ防止基本方針の策定  
○いじめ問題対策協議会の設置  
○県教育委員会の附属機関の設置  
○県が実施すべき施策  
○学校の設置者として実施すべき施策
  - ③学校が実施すべき施策  
○いじめ防止基本方針の策定 等
  - ④重大事態への対処  
○学校の設置者又は学校による調査  
○県知事による再調査

条例による設置  
平成 26 年 4 月施行

- 県が対策を推進するための基本的な事項を規定
- ①宮城県いじめ問題対策連絡協議会
  - ②教育委員会の附属機関
  - ③重大事態発生時の調査組織
  - ④重大事態発生時の再調査組織

山元町・山元町教育委員会

山元町いじめ防止基本方針  
平成 27 年 10 月策定 (予定)

- 山元町・山元町教育委員会が対策を推進するための指針や留意点
- ①基本的な考え方
  - ②町が実施する対策  
○いじめ基本方針の策定  
○いじめ問題対策連絡協議会の設置  
○教育委員会の附属機関の設置  
○町が実施すべき施策  
○町教育委員会として実施すべき施策
  - ③学校が実施すべき施策  
○いじめ防止基本方針の策定 等
  - ④重大事態への対処  
○教育委員会による調査  
○町長による再調査

条例による設置  
平成 28 年 4 月施行 (予定)

- 町が対策を推進するための基本的な事項を規定
- ①山元町いじめ問題対策連絡協議会
  - ②山元町教育委員会の附属機関
  - ③重大事態発生時の調査組織
  - ④重大事態発生時の再調査組織 等 目的や 責務等

山元町立小中学校

○学校いじめ防止基本方針 平成 27 年 3 月策定済み  
いじめ防止等の対策のための組織 平成 27 年 3 月設置済み

地域全体で  
いじめ防止

